	質疑	回答
1	・仕様書の「8」(2) に、「設置する広告媒体	広告媒体の種類・位置・数量については、頂
	の種類・位置・数量は、対象施設が高い公共性	いた企画提案書を基に問題ないか確認し審査
	をもつことを考慮して提案してください。」と	します。
	ありますが、	その際、公共利用を阻害する可能性のある場
	「15」採点基準は(1)価格点、(2) 実績点、	所に広告設置の提案がなされた場合について
	(3)、+αの提案の3項目で、	は、除外することとし、審査の中で事業者にご
	公共性を考慮しない提案内容でも、採点基準の	連絡の上、内訳書を基に提案金額から減じるこ
	(1)、(2)、(3) の配点が高い提案が採用され	ととします。
	ることもありますか?	なお、仕様書のとおり(1)価格点、(2) 実
	また、公共性を考慮しない提案内容の場合、採	   績点、(3)、+αの提案の3項目で審査したうえ
	点基準の (1)、(2)、(3) の配点が高い提案内	で、配点が高い提案が採用されます。
	容であっても、失格等になる場合があります	
	カッ?	
2	・仕様書の「4」(5) に「受付番号発券機の仕	受付番号発券機の仕様については、別紙「運河
	様については、別紙に定めるものとする。」と	駅自由通路等有料広告事業 受付番号発券機
	あり、	仕様書」に定める条件を満たすものであれば問
	「8」(4) に「自動受付番号発券機の仕様は、	題ありませんが、機能等の詳細については、優
	市との協議により決定することとしま	先交渉権者と協議を行います。
	す。」となっておりますが、仕様は市との協議	
	により決定するものの解釈でよろしいでしょ	
	うか?	
		1